

臨床研修病院の指定及び取消について

1 概要

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和2年度より臨床研修病院の指定及び取消の権限が国から都道府県へ移譲され自治事務とされた。

権限の移譲により、臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修病院として臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに都道府県知事に対して指定申請を行う必要がある。

なお、取消については、臨床研修病院の指定基準を満たさなくなったときに行うが、臨床研修病院の開設者からの指定取消申請も可能である。

また、都道府県知事は、臨床研修病院の指定及び取消をしようとするときは、地域医療対策協議会の意見を聴き反映するよう努めなければならないとされている。

2 根拠法

医師法第16条の2

3 臨床研修病院

医師法第16条の2第1項の指定を受けた病院

(1) 基幹型臨床研修病院

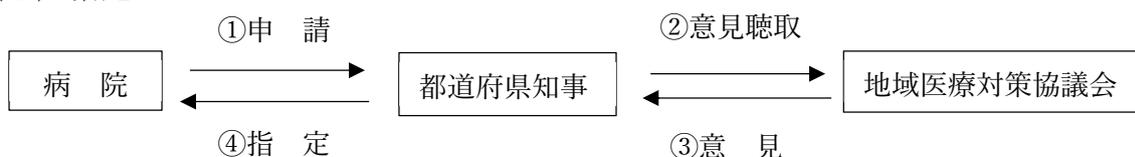
臨床研修の全体的な管理・責任を有し、他の病院と共同して臨床研修を行う臨床研修プログラムを有する病院

(2) 協力型臨床研修病院

他の病院と共同して臨床研修を行う病院で基幹型臨床研修病院でない病院

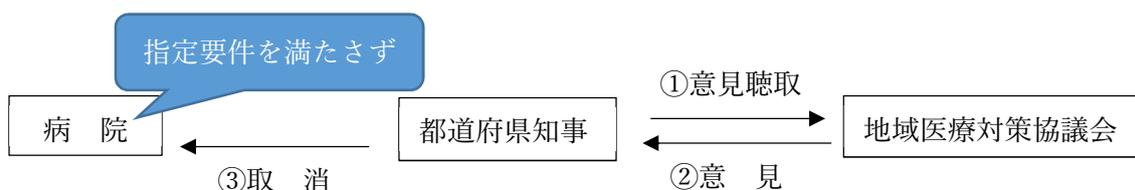
4 指定・取消の流れ

(1) 指定

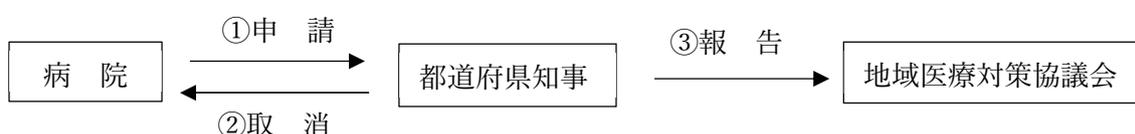


(2) 取消

① 指定要件を満たさなくなった場合



② 取消申請の場合



※指定要件を満たさなくなった場合は意見聴取する